

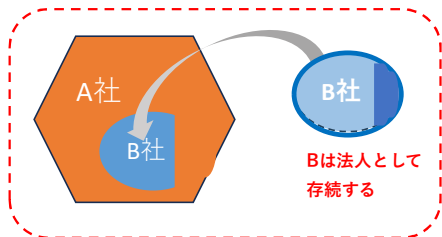
【2】 既に存在する会社A が 既に存在する会社B の権利・義務等の全部または一部を引き継ぐ場合

(1) 吸収分割という方法 (A社がB社の事業の全部又は一部を吸収する)

Before



After



- ① A社とB社が 同じ企業グループ内 の会社であるか、または
対等な立場 での吸収分割である場合
→ 税金計算上では 適格分割 という「簿価引き継ぎ」タイプの可能性大
[判定\(法人税法 第2条12の11\)へ](#)
- ② 上記①に当てはまらない吸収分割である場合
→ 税金計算上では 非適格分割 という「時価引き継ぎ」タイプになる

【事業譲渡との違い】

例えばB社が行う「事業①」「事業②」というもののうち、「事業①」を他社に譲り渡したいという場合。

事業①に関連する資産や負債を **個別にピックアップして“譲渡”**して、対価として **“金銭”**をもらうのが事業譲渡。

事業①に関連する資産や負債だけではなく、事業①にまつわるライセンスや許認可なども **包括的に“承継”**して、
対価として **“株式”**をもらうのが**会社分割**。なので、契約等の再締結などは必要ない。

(差し出した資産・負債・権利関連の見返りに渡されるA社株式を「B社自身」が受ける場合と、「B社の株主」が受ける場合がある)

(2) 同じ企業グループ内か、もしくは、対等な立場での分割というケースに当てはまる場合 (適格分割)

(要するに、分割の前後で経済的な実態が「実質的に変わらない」ので分割による損得(譲渡損益)は原則として分割時点では認識しない)



側で行われる仕訳と税金計算

／ 適格分割なので、相手側のB/S科目をそのまま「**簿価**」で受け入れる
資産・負債をもらった対価として、A社株式をB社の株主に交付する場合は
下記のように「分割移転割合」を考慮して資本金等を増やし、差額の利益積立金も認識する

【仕訳その1-1：資産と負債の受け入れ。分割型分割】

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額	摘要・メモ等
現金・預金	簿価	買掛金や未払金	簿価	
売掛金や未収金	簿価	借入金	そのままの額	
固定資産	簿価	資本金等の額		B社の分割直前の資本金等の額×分割移転割合
		利益積立金額	差額	他の科目を計算し終えた後の差額
合計	0	合計	0	

一方、資産・負債をもらった対価として、A社株式をB社自身に交付して終わりという場合は
対価として交付したA社株式に対応する増加資本(資産負債差額)を認識するだけでよい

【仕訳その1-2：資産と負債の受け入れ。分社型分割】

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額	摘要・メモ等
現金・預金	簿価	買掛金や未払金	簿価	
売掛金や未収金	簿価	借入金	そのままの額	
固定資産	簿価	資本金等の額	差額	
合計	0	合計	0	

【仕訳その2：A社が持っていた、事業切り出し側であるB社株式(B/S投資等の部の出資金)は強制的に“消滅”させる】

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額	摘要・メモ等
資本金等の額	※B社のB/Sに対する 持ち分割合より計算	B社株式(出資金)	簿価	子会社が事業を切り出して親会社へ譲渡するなど という場合はこういう事になり得る
抱合せ株式消滅損益	差額			
合計	0	合計	0	

※ 抱合せ株式消滅損 については会計上は認識OKだが、税務上は損金不算入なので別表四 加算・留保

【仕訳その3；事業を切り出した側であるB社の「A社以外の株主さん達」に、価値が激変するB社株式のかわりにA社株式を渡す場合もある。】

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額	摘要・メモ等
資本金等の額		*****		① いったんB社株を引き取って…
*****		資本金等の額		② 受入側のA社の株を渡してあげると考える。
その他資本剰余金	差額			③ 上記①より②の方が大きければみなし配当課税？ となるように見えるが適格分割なら「課税なし」 (共通支配下における資本取引。損益は関係なし)
合計		合計		

B社

側で行われる仕訳と税金計算

／ B/S科目を逆仕訳にして分割する資産・負債の消滅を認識する。

資産・負債を差し出した対価として、A社の株式をもらい、そのA社株式を自社の株主さん達に交付する場合は、移転資産・負債のB/Sに占める割合（移転純資産割合・分割割合）に対応する資本金等の額・利益積立金額を減らす（分割型）

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額	摘要・メモ等
買掛金や未払金	簿価	現金・預金	簿価	
借入金	簿価	売掛金や未収金	簿価	
資本金等の額	※分割直前の資本金等の額 × 分割移転割合	固定資産	簿価	
利益積立金額	貸借の差額	その他の資産	簿価	
合計	0	合計	0	

一方、資産・負債を差し出した対価として、A社の株式をもらい、そのA社株式は自社でもらっておくという場合は、資産・負債差額がそのままA社株式の価値になるので、その価値を資産計上する。（分社型）

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額	摘要・メモ等
買掛金や未払金	簿価	現金・預金	簿価	
借入金	簿価	売掛金や未収金	簿価	
投資有価証券 (A社株式)	貸借の差額	固定資産	簿価	
		その他の資産	簿価	
合計	0	合計	0	